

『帝都ノ制度ニ関スル意見』

東京市政調査会 [編]

1922 年 B5 判変型 / 28 頁 図書番号 OAZ-0054

東京市政調査会は「帝都ノ制度ニ関スル意見」を、1922（大正 11）年 12 月に東京市長、東京府知事、内務大臣に参考資料とともに提出した。その参考資料をもとに追加補修を加えて翌年 3 月に公刊したのが「帝都の制度に関する調査資料」である。

1888（明治 21）年の市制制定の際に東京、京都、大阪の三大都市には府知事が市長を兼務するなどの市制特例が適用されたが、この特例は 1898（明治 31）年に廃止されて三大都市には一般市と同様の市制が適用された。

大都市であり首都でもある東京にどのような制度を設けるべきか、様々な法案が議会に提出されたがいずれも決定をみななかった。1922（大正 11）年 2 月、内務省は当時の東京市の区域に都を設置し、都長は公選とし、都長・都は東京府と東京市が東京市の区域で行なっている公共事務・委任事務を処理するという内容の「東京都制案」を発表した。

これに対して東京市政調査会の「帝都ノ制度ニ関スル意見」は、都制制定の理由として①東京市は府市の能力を有するにもかかわらず、府の存在が市行政の敏活適切を妨げており、②市街地の拡大により郡部住民が東京市の施設を利用し、東京市民と郡部住民のあいだの受益と負担の適正を欠いていることなどを挙げ、これらを解決すべき東京の特別制度として①東京都市計画区域に都を設置し、東京府から独立させ、東京府に残存する八王子市、三多摩郡は、多摩川および相模川水系と鉄道などを介して関係の深い神奈川県に併合する、②都の行政組織は現行市制に準じて完全な自治体にすること、③財政は東京の特質に合致するものとする、④都の区域内に適当な区を設置することなどを提案した。

「帝都の制度に関する調査資料」は、560 頁におよぶ上記意見の参考資料である。東京市に特別制度を必要とする根拠や、政府及び帝国議会と特別制度に関する法案の経過、東京市会と特別制度案について述べたのち、都とすべき区域の問題、都と東京府の関係に多くの紙幅を割いている。

区域の問題では東京都市計画区域内市町村の面積、戸口、人口、交通、上下水道、瓦斯電気、造営物、議員及び選挙権者、教育、衛生、負担（税）、財政、財産と負債などについて分析をした上で、東京都市計画区域に入らない東京府下の市町村の調査もしている。

府と都の関係については、東京市域と新たに都とする区域での施設費や事務経費、税負担、財政などについて比較検討している。その他、都の権限・行政組織や東京市の区について考査をしている。

本書は都の制度をめぐる調査資料であるが、日本における最初の総合的な都市調査書であるとも言える。

市政の科学的調査機関である東京市政調査会は、創設早々からこの都制制定問題に取り組んだが、その後も、1932（昭和 7）年には東京市が隣接する 82 町村を併合したことを契機に、東京市長からの委嘱を受けて「東京都制案要綱」を発表するなどした。

東京都制問題は、戦時下の 1943（昭和 18）年になって、官選都長官を首長とする「東京都制」および「東京都官制」をもって一応の幕を閉じることとなった。

（田村靖広・市政専門図書館司書課長）